

令和4年度 第4回剣道段位（初段～三段）審査会 実施要領

一般財団法人 長野県剣道連盟

※下線部は従来の審査会と異なる点です。

1 主 催 一般財団法人 長野県剣道連盟

2 期日・会場 令和5年3月21日（火・祝） ことぶきアリーナ千曲（更埴体育館）
千曲市杭瀬下2-4 電話 026-273-0010

◆受付時間	受審者数が確定次第、受付時間を県連HPに掲載するので確認する。 ※再受審者（形）の受付時間も同様
-------	---

3 支部・加盟団体の申込締切 令和5年2月17日（金）

4 受審資格

- (1) 初 段 剣道一級受有者で、満13歳以上の者
* 審査会当日に13歳に達した者 * 受審する月が現段位の合格月と同じか、それ以降であること
- (2) 二 段 初段受有者で、受有後1年以上経過した者
- (3) 三 段 二段受有者で、受有後2年以上経過した者
- (4) 再受審 過去1年以内の審査会における実技合格者で、日本剣道形及び学科が不合格の者

5 審査方法

全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則及び長野県剣道連盟称号・段位審査規則による。

6 審査科目

- ① 実技（稽古一人1回）
- ② 日本剣道形
初段：一・二・五本目 二段：太刀五本目まで 三段：太刀七本
- ③ 学科（「第4回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」に従い事前に作文作成、審査会当日提出）

7 申込方法

- (1) 受審者は「段位審査申請書」（第3号様式 - 1）を作成し、自身が所属している団体または支部・加盟団体（中体連、高体連に加盟している部活動及び警察関係を含む）に「3 支部・加盟団体の申込締切」期日までに申し込む。
- (2) 各支部・加盟団体は、受審者の「段位審査申請書」（第3号様式 - 1）及び添付書類（一級合格証の写し等）等を取りまとめ、指定の期日までに「一般財団法人長野県剣道連盟会長宛て」として県連事務局に送付する。
- (3) 日本剣道形及び学科の再受審は、「10 再受審の手続き」による。
- (4) 「段位審査申請書」の様式は、別掲第3号様式 - 1 を用い、「記載上の注意」をよく読んで記入する。
- (5) 申請書類の様式は、各支部または加盟団体事務局に問い合わせるか、一般財団法人長野県剣道連盟ホームページからダウンロードすることができる。

8 審査料

- (1) 審査料等は各支部・加盟団体に問い合わせの上、期日までに県連指定口座に振り込む。
【審査料】初段：4,800円 二段：5,800円 三段：6,900円
【振込先】指定金融機関 ゆうちょ銀行 店名：〇五九店 店番：059
口座番号：00570 - 0 - 54213 一般財団法人長野県剣道連盟 宛
【振込締切期日】令和5年3月3日（金） ※口座番号が変更になりました。ご注意ください。
※お願い 振込用紙に「受審段位」「受審者氏名」を明記してください。

9 登録料及び合格証書

- (1) 登録料は合格発表後、合格者に登録料振込用紙を配布するので、期日までに県連指定口座に振り込む。
- (2) 合格証書は全日本剣道連盟より送付後、県連から合格者個人に郵送する。

10 審査結果

- (1) 合格発表は会場内の指定場所に合格者番号を掲示する。
- (2) 実技の不合格者には、審査結果の内容を通知する。
- (3) 実技合格者で日本剣道形または学科の不合格者には「再受審査票」を発行し、不合格であった審査科目のみ再受審ができる。

11 再受審の手続き

- (1) 再受審の有効期限は、日本剣道形または学科の審査不合格日より1年間（同月の審査会）とし、1回に限り受審することができる。再受審で不合格であった場合は、次回は実技審査より受審することになる。
- (2) 再受審受審者は、審査会実施要領に従い、「3 申込締切」の期日までに自身の所属団体または支部・加盟団体に「段位審査申請書」（第3号様式 - 1）に「再受審査票」（原本）を添えて申請する。再受審の審査料は、通常の審査料の半額とし、期日までに県連指定口座に振り込む。（8参照）
- (3) 受付時間は、受審者数が確定次第、県連HPに掲載するので確認する。
- (4) 準備期間の修練を十分に積み、万全を期して臨むこと。また、手続きに必要な「再受審査票」を紛失しないように気を付けること。
- (5) 学科再受審者は「第4回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」に従って記入し、「段位受審申請書」とともに支部・加盟団体に提出する。提出期日は上記の受審申込締切に準じる。

12 その他

- (1) 今回の審査会は「一般財団法人長野県剣道連盟 審査会開催における感染拡大予防ガイドライン」に沿って開催する。審査会開催の可否等に関しては「長野県「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」発令に伴う行事開催の扱いの改定について（R4.6）」に準じる。審査会に関わる連絡は、県連HP掲載及び各支部・加盟団体にその都度通知するので確認すること。
- (2) 会場に入場できるのは受審者のみとする。
- (3) 受審者は「受審者確認票（兼健康チェックシート）」を各支部または加盟団体事務局に問い合わせるか長野県剣道連盟HPからダウンロードして記入（審査会前2週間より健康観察を行う）し、審査会当日、入場する際に提示し、受付に必ず提出する。未提出の場合は入場および受審することができない。
- (4) 会場に入場したら指定の待機場所で他の受審者と間隔を空けて待機し、指示に従って受付をする。日程等審査会に関する説明は、すべて放送にて行うので、指示をよく聞いて行動すること。
- (5) 受審に必要な剣道用具、木刀について各自で用意する。ただし、個人を特定するもの（所属団体名や学校名も含む）の着用は避ける。
- (6) 貴重品の管理は各自で行う。
- (7) 欠席の場合は、県連事務局（下記）に必ず連絡する。なお、欠席の場合は受審料を返金するので、
①受審者名 ②指定金融機関口座番号 ③口座名義人氏名 をFAXにて県連事務局まで連絡すること。

審査会に関する問い合わせ等は、下記までお願いします。

一般財団法人	長野県剣道連盟
〒380-0844	長野市諏訪町503
電話	026-237-8939
FAX	026-235-8266